

第2章 子育て支援

第1節 地域における子育て支援の概況

1. 保育所の状況

近年、児童をめぐる環境は大きく変化しており、中でも核家族化が進行し、夫婦がともに就労する家庭が増加することに伴い、保育所入所児童数も増加傾向にあります。

また、施設の新設等により保育所等の定員は年々増加していますが、共働き家庭の増加などにより、新たに保育所等を利用したいという需要も増加しているため、平成27年4月1日現在の滋賀県の待機児童(※)数は346人となっています。

認定こども園は、①両親が共働きかどうかにかかわらず、0歳から就学前のすべての子どもを対象として、教育と保育の両方を一体的に提供し、②地域のすべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子の集いの場の提供などの支援を行う、という2つの機能を備える施設であり、「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の4つの類型があります。

幼保連携型認定こども園は、平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、学校および児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一施設となり、この他の3類型は、幼稚園、保育所等のうち上記の①および②の機能を備える施設を県が認定しており、平成27年4月1日現在、県内では45箇所（幼保連携型41箇所、保育所型4箇所）が認定されています。

第2-1-1図 保育所数および保育所入所児童数の推移

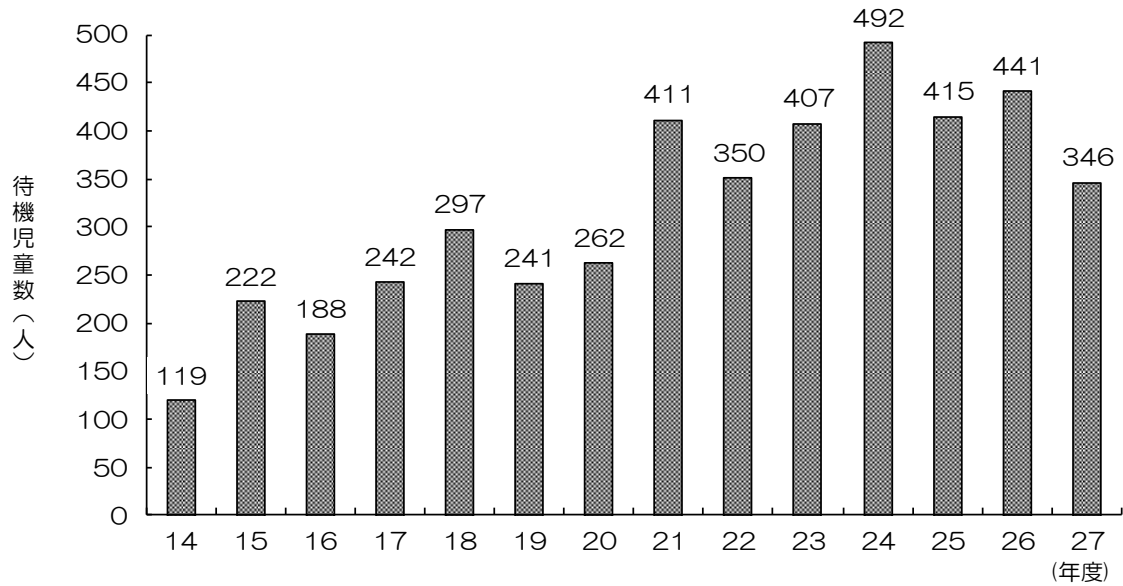
区分 年度	保育所数（箇所数）		幼保連携型認定 こども園（箇所数）		保育所 定員 （人）	入所児童数（人）					就学前 児童数 （人）
	公立	私立	公立	私立		0歳	1・2歳	3歳	4歳以上	合計	
昭和60	158	80			22,600	177	2,341	4,319	11,704	18,541	95,741
平成2	156	79			22,115	238	2,485	4,474	11,132	18,329	90,246
7	153	82			21,600	323	2,976	4,529	10,258	18,086	83,845
12	143	86			21,875	445	4,498	5,020	10,799	20,762	85,173
17	133	103			24,213	584	6,166	5,508	11,880	24,138	85,848
18	131	109			24,588	547	6,211	5,506	12,067	24,331	84,045
19	129	113			24,998	639	6,385	5,346	12,110	24,480	83,337
20	127	118			25,242	637	6,739	5,364	11,944	24,684	83,198
21	124	123			25,622	700	7,118	5,171	11,731	24,720	83,034
22	120	127			25,957	804	7,387	5,523	11,585	25,299	82,579
23	120	136			26,967	862	7,869	5,687	11,765	26,183	82,621
24	118	142			27,542	909	8,272	5,814	12,160	27,155	81,650
25	115	148			28,027	999	8,551	5,864	12,481	27,895	81,363
26	116	155			28,777	1,079	8,748	6,097	12,688	28,612	81,216
27	94	146	19	22	29,791	1,035	9,262	6,182	12,877	29,356	80,452

※箇所数は、平成27年度より幼保連携型認定こども園に区分。入所児童数は保育認定の児童のみ。

（備考）毎年4月1日現在

（資料）滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

第2-1-2表 保育所待機児童数の推移



(資料) 滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局
(備考) 毎年4月1日現在

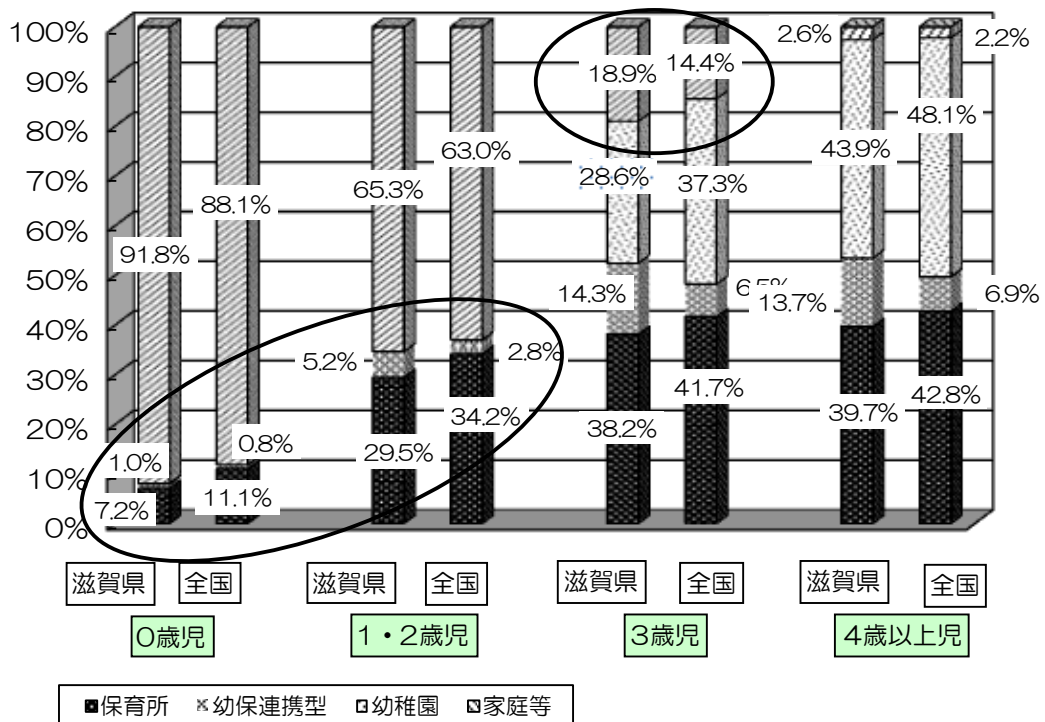
(※)待機児童とは、保育所入所申込書が市区町村に提出され、かつ、入所要件に該当しているものであって、現に保育所に入所していない児童をいう。

平成14年以降は、他に入所可能な保育所があるにもかかわらず特定の保育所を希望し、保護者の私的な理由で待機している児童や、地方単独保育事業を利用しながら待機している児童は待機児童数には含めていない。

2. 就学前児童の居場所

全国的な状況と比較すると、滋賀県は0～2歳児の保育所利用率がやや低く、3歳児の幼稚園就園率も低い状況にあることから、0～2歳児の家庭支援のニーズに加え、女性の就業率の上昇に伴う潜在的な保育ニーズが高いことがうかがえます。

第2-1-3図 就学前児童の居場所

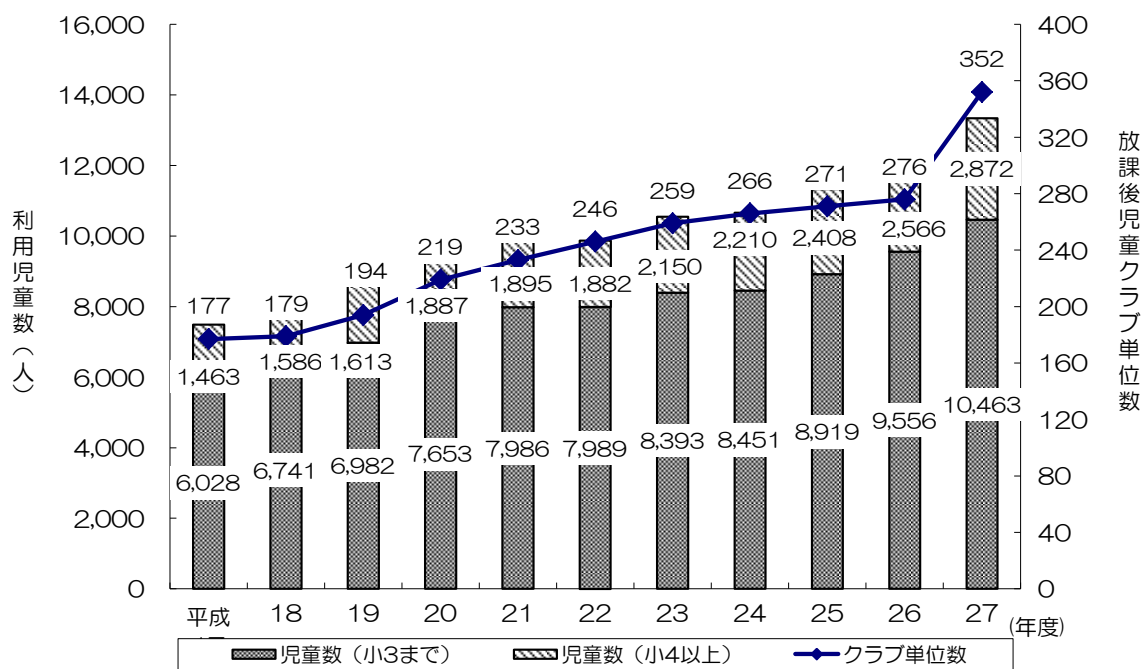


(資料) 厚生労働省福祉行政報告例(平成27年4月)、文部科学省学校基本調査(平成27年5月)、総務省人口推計(平成26年10月)、毎月人口推計(平成27年4月)より

3. 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブ（※）についても、各市町において着実に設置が進んでいますが、平成27年4月からは対象児童が「小学校低学年児童（おおむね10歳未満）」から「小学校に就学している児童」に拡充されたことから、引き続きクラブ単位数や利用児童数が増加することが予想されます。

第2-1-4図 放課後児童クラブ単位数および利用児童数の推移



（備考） 毎年5月1日現在

（資料） 滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

（※） 放課後児童クラブとは、保護者が労働等で昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全に育成するため組織されたクラブ。「学童保育」と呼ばれることもある。

なお、放課後児童クラブの数値については、平成26年度までは「クラブ数」、平成27年4月からは「単位数」としています。（単位：児童数概ね40人以下で構成される支援の単位）